

## 春日部市職員公務災害等見舞金支給条例の一部を改正する条例

春日部市職員公務災害等見舞金支給条例（平成17年条例第41号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の項を削る。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前								
(定義)	(定義)								
第2条	第2条								
2 この条例で「通勤」とは、 <u>補償条例第2条の2に規定する通勤</u> をいう。	2 この条例で「通勤」とは、 <u>職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものを</u> いう。								
(障害見舞金)	(障害見舞金)								
第5条	第5条								
2 障害見舞金の額は、別表に定める <u>障害等級</u> に応じた額とする。	2 障害見舞金の額は、別表に定める <u>障害の等級</u> に応じた額とする。								
3 別表に定める程度の身体障害が2以上ある場合の <u>障害等級</u> は、重い身体障害に応ずる <u>障害等級</u> による。	3 別表に定める程度の身体障害が2以上ある場合の <u>身体障害の等級</u> は、重い身体障害に応ずる <u>等級</u> による。								
(認定)	(認定)								
第8条 公務上の負傷若しくは病気又は通勤による負傷若しくは病気により別表に定める障害が残った場合の当該 <u>障害等級</u> の認定及び公務上の死亡若しくは通勤による死亡の認定は、補償法、補償条例又は消防団員補償条例の規定により行われる認定に基づいて行うものとする。	第8条 公務上の負傷若しくは病気又は通勤による負傷若しくは病気により別表に定める障害が残った場合の当該 <u>障害の等級</u> の認定及び公務上の死亡若しくは通勤による死亡の認定は、補償法、補償条例又は消防団員補償条例の規定により行われる認定に基づいて行うものとする。								
別表（第5条、第8条関係）	別表（第5条、第8条関係）								
<table border="1"><thead><tr><th>障害等級</th><th>支給額</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	障害等級	支給額	(略)	(略)	<table border="1"><thead><tr><th>障害の等級</th><th>支給額</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	障害の等級	支給額	(略)	(略)
障害等級	支給額								
(略)	(略)								
障害の等級	支給額								
(略)	(略)								

(備考)

この表に定める障害等級に該当する障害  
は、補償法第29条第2項に規定するところに  
よる。

(備考)

この表に定める等級に応ずる身体障害につ  
いては、補償法の別表の例による。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日部市職員公務災害等見舞金支給条例の規定は、平成18年4月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定は、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。